平成２３年（フ）第９１号
仙台市青葉区国分町２丁目８番14号
破産者　株式会社セレーノ
1　決定年月日　平成23年10月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２３年（フ）第２３９号
愛知県丹羽郡大口町大御堂１丁目227番地
破産者　株式会社前田グリーンセンター
1　決定年月日　平成23年10月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２３年（フ）第８０号
三重県鈴鹿市平野町1151番地　クレッシェンド２Ｃ号室、前住所三重県鈴鹿市国府町20番地の97
破産者　奥村製作所こと　奥村　　進
1　決定年月日　平成23年10月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所破産係

平成２２年（フ）第２３７号
山口県下関市岬之町５番12号
破産者　有限会社協和装飾商会
1　決定年月日　平成23年10月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
山口地方裁判所下関支部破産係

平成２３年（フ）第１７７号
愛媛県松山市中村２丁目１番10号
破産者　株式会社愛運輸
1　決定年月日　平成23年10月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
松山地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第８２１号
熊本県宇城市松橋町両仲間1677番地１
破産者　有限会社スピードワーク熊本
1　決定年月日　平成23年10月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
熊本地方裁判所民事第１部

平成２３年（フ）第１２４号
宮崎県児湯郡高鍋町大字持田5656番地２
破産者　宮崎サングリーン観光株式会社
1　決定年月日　平成23年10月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宮崎地方裁判所破産係

破産手続廃止及び免責許可決定

平成２２年（フ）第１８３２号
埼玉県戸田市美女木７丁目５番地の７
破産者　六川　和男
1　決定年月日　平成23年10月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第１７９号
東京都港区元麻布３－７－23－102、破産手続開始決定時の住所埼玉県上尾市大字平方領々家587番地10
破産者　中山　明久（旧姓新藤）
1　決定年月日　平成23年10月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第１８０号
東京都港区南青山６－６－22－901、破産手続開始決定時の住所埼玉県上尾市大字平方領々家587番地10
破産者　中山　　進
1　決定年月日　平成23年10月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第６２１号
埼玉県加須市川口３丁目４番地４　萬寿シティＢ104、旧住所埼玉県加須市川口３丁目17番地19
破産者　金丸　武彦
1　決定年月日　平成23年10月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第６２３号
埼玉県加須市川口３丁目４番地４　萬寿シティＢ104、旧住所埼玉県加須市川口３丁目17番地19
破産者　金丸　時弘
1　決定年月日　平成23年10月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第８９７号
京都府長岡京市粟生梶ヶ前16　梶ヶ前コーポ202号室、開始決定時の住所京都市伏見区羽束師志水町137番地15
破産者　三浦　敏樹
1　決定年月日　平成23年10月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２３年（フ）第３０４号
長崎県長崎市三重町961番地
破産者　小方　敏範
1　決定年月日　平成23年10月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第１１２５号
札幌市中央区南10条西16丁目３番30号　正栄ハイツＢ101号
破産者　斉藤　敬子（旧姓松岡）
1　決定年月日　平成23年10月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第１５９７号
札幌市南区藤野６条４丁目25番17号
破産者　井上　東一
1　決定年月日　平成23年10月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第２０４２号
札幌市南区石山１条７丁目１番３号　コーポ仲川303号
破産者　舟根　　純
1　決定年月日　平成23年10月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第２１０５号
札幌市手稲区稲穂１条８丁目１番25―305号
破産者　傳寶世志博
1　決定年月日　平成23年10月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第３１３号
鹿児島県西之表市国上3657番地25、開始決定時の住所仙台市太白区四郎丸字吹上24番地の15
破産者　砂坂　保行
1　決定年月日　平成23年10月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係